

認定農業者各位

仙台市経済局農林部農業振興課長

## 令和 6 年度雇用就農支援事業（第 2 回）の募集について

標記の件につきまして、下記の通り募集しますのでご案内いたします。

### I. 事業概要

市内所在の認定農業者（個人・法人）が新たに正規の従業員を雇用する場合、雇用主である認定農業者に対して、最長 4 ヶ月間の人件費や研修経費の一部を助成します。

### II. 事業申し込みにあたっての主な要件

#### 1. 雇用主の要件

- (1) 仙台市内に居住、法人については登記簿の所在地が仙台市となっている認定農業者であること。
- (2) おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること。
- (3) 新規雇用就農者との間で正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。
- (4) 支援開始時点で、正規従業員として採用してから 4 ヶ月未満であること。
- (5) 雇用を理由として、採用から 4 ヶ月間を対象とした国による人件費に対する助成を受給していないこと。
- (6) 市税の滞納をしていないこと
- (7) 暴力団等と関係を有していないこと

#### 2. 雇用した正規の従業員の要件

- (1) 支援終了後も雇用就農を継続または市内で独立する強い意欲を有する者
- (2) 主に農畜産物の生産（認定農業者である雇用主が生産した農畜産物の加工・販売を含む）に関する業務に従事し、主な就業の場所が仙台市内であること。
- (3) 原則として雇用主の代表者の 3 親等以内の親族でないこと。  
ただし、3 親等以内でも以下のいずれかの場合は対象。
  - ・集落営農組織で、その代表者と同居していないものが採用される場合。
  - ・親族以外の雇用保険非保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していないものが採用され、他従業員と同等の雇用条件である場合。
- (4) 外国人の場合は、在留資格を有する者
- (5) 過去に就農準備資金、就農準備支援資金、青年就農給付金（準備型）、農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農・雇用就農支援事業（新規就農）等の交付を受けて研修していないこと。

※年齢や、過去の農業従事経験の有無は問いません。

※国の新規就農者育成総合対策の雇用就農資金の要件と必ずしも一致しませんのでご注意ください。

### Ⅲ. 助成額

5,000円/日

ただし、雇用就農者1人につき1ヶ月あたり50千円を上限とし、最長4ヶ月間とする。

### Ⅳ. 募集人数・方法

#### 1. 募集期間

**第2回募集**：正社員としての採用日 令和6年7月2日～令和6年10月1日

募集期間：令和6年9月13日（金）～10月11日（金）

募集人数：2名

<参考> **第1回募集**：正社員としての採用日 令和6年4月1日～7月1日

募集期間：令和6年6月14日（金）～7月12日（金）

募集人数：3名程度

第2回募集で2名に満たない場合は、以降予算の範囲内で随時受付。ただし、交付対象期間は令和7年3月末まで。

#### 2. 申込書

別紙の申込書に記載し下記の提出先に期日までに提出してください。

（申込書はホームページからダウンロードできます。）

#### 3. 提出先

仙台市経済局農林部農業振興課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

メール kei008130@city.sendai.jp 電話 022-214-7327

#### 4. 応募多数の場合の選定について

募集人数に対して多く申し込みがあった場合の選定基準は下記のとおりです（番号順に優先）。

- ① 1回の申請での人数 複数名の場合は1名分
- ② 過去に本事業を実施したことが ない>ある（回数の少ない順）
- ③ 直近5年間の雇用実績 初めて雇用>複数年採用実績あり>毎年採用
- ④ 従業員（正社員）数が 5人未満>5人以上10人未満>10人以上
- ⑤ 新規雇用就農者の年齢が若い順

### Ⅴ. 募集から助成までの流れについて

